○ 鹿角市建設工事元請負 · 下請負関係適正化要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事(以下「建設工事」という。)において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)その他関係法令に基づき、元請負・下請負関係及び施工体制の適正化を図ることを目的に、元請負人及び下請負人が講ずべき事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める とおりとする。
 - (1) 元請負人 建設工事の下請契約(1件の建設工事が数次の下請契約により行なわれる場合は、それぞれの下請契約をいう。)における注文者をいう。
 - (2) 直接元請負人 元請負人のうち市から直接建設工事を請け負う者をいう。
 - (3) 下請負人 建設工事の下請契約における請負者をいう。

(一括下請負の禁止)

第3条 自らが請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立 してその機能を発揮する工作物の工事を一括して下請負人に請け負わせる下請契約は、 行ってはならない。

(下請負届等)

- 第4条 直接元請負人は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、下請負届 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、直ちに市長に届出なければならない。
 - (1) 下請契約確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)
 - (2) 当該工事の監督職員が必要と認める書類
- 2 前項の規定により届け出した下請契約の内容を変更した場合は、下請契約に関する変 更理由書(様式第3号。以下「変更理由書」という。)を直ちに市長に届け出なければ ならない。

(下請負人等の選定)

- 第5条 元請負人は、原則として次に掲げる者と下請契約を締結することができない。
 - (1) 下請負工事に対応する建設工事の種類に応じて、法第3条の建設業の許可を有し

ていない者。ただし、当該下請負工事が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第 1条の2に規定するものである場合は、この限りでない。

- (2) 法第28条に基づく指示又は営業停止の措置を受けている者
- (3) 鹿角市競争入札等事務処理要綱(平成22年鹿角市訓令第71号)に基づく指名停止 の措置を受けている者
- (4) 当該建設工事が条件付き一般競争入札により契約を締結した工事である場合における競争入札参加資格確認申請を行った者又は指名競争入札により契約を締結した工事である場合における入札に参加した業者(共同企業体の構成員として参加した者を含む。)
- (5) 秋田県及び鹿角市の入札参加資格登録が同業種で次のいずれかに該当する者。ただし、下請契約額が元請契約額の5割未満である場合を除く。
 - ア 下請負工事に対応する建設工事の種類について、入札参加資格者名簿上の等級格 付が上位の者
 - イ 下請負工事に対応する建設工事の種類について、法第27条の29の総合評定値又は 法第27条の27の経営規模等評価結果に係る数値が相当程度上回っている者
 - ウ 下請負工事に対応する建設工事の種類について、入札参加資格者名簿上の等級格 付が同位の者
 - エ 下請負工事に対応する建設工事の種類について、法第27条の29の総合評定値又は 法第27条の27の経営規模等評価結果に係る数値が同程度の者
- 2 元請負人は、前項第3号から第5号までに掲げる者と下請契約を締結しなければ建設 工事の施工上著しい支障をきたす等やむを得ない特段の事情があるときは、確認書(様 式第2号)にその旨を記載し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- 3 元請負人は、下請負人を選定するにあたって、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。
 - (1) 施工能力
 - (2) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
 - (3) 労働福祉の状況
 - (4) 取引の状況
- 4 元請負人は、前項に規定する事項の適否を判断するにあたって、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) 当該建設工事を施工するに足りる技術力を有すると認められること。
- (3) 当該建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) 当該建設工事を施工するに足りる資機材等を確保できると認められること。
- (5) 当該建設工事を施工するに足りる法定有資格者を確保できると認められること。
- (6) 経営内容が安定していると認められること。
- (7) 事業所ごとに雇用管理責任者が任命されていること。
- (8) 一つの事業所に常時10人以上の労働者を使用している者にあっては、就業規則を 作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 過去において重大な労働災害を起こしていないこと。
- (10) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (11) 現に事業の附属宿舎に労働者を寄宿させている者にあっては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (12) 取引業者に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (13) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付していること(適用が除外された建設業者を除く。)。
- 5 元請負人は、下請負人の選定にあたって、可能な限り鹿角市内に本社又は主たる営業 所を有する者の中から選定するよう努めるものとする。

(元請負人の責務)

- 第6条 法第18条の規定に基づき、元請負人及び下請負人は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結し、当該契約に定められた事項を誠実に履行しなければならない。
- 2 元請負人は、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請負人の倒産又は資金繰りの悪 化等により請負代金及び賃金不払等の問題を生じさせないよう下請負人を十分指導する ものとする。
 - (1) 法第19条の3に規定する不当に低い請負代金の禁止に関すること。
 - (2) 法第19条の4に規定する不当な使用資材等の購入強制の禁止に関すること。
 - (3) 法第19条の5に規定する著しく短い工期の禁止に関すること。
 - (4) 法第24条の2に規定する下請負人の意見の聴取に関すること。
 - (5) 法第24条の3に規定する下請代金の支払に関すること。

- (6) 法第24条の4に規定する検査及び引渡しに関すること。
- (7) 法第24条の6に規定する特定建設業者の下請代金の支払期日等に関すること。
- (8) 法第24条の7に規定する下請負人に対する特定建設業者の指導等に関すること。
- (9) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。
- (10) 下請負工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、当該工事の下請代金の支払期日前に当該工事に使用する資材の代金を支払うこと。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (11) 前払金を受領した場合には、法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して相応する額を速やかに前金払するよう努めること。
- (12) 下請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日) までの期間をできる限り短くすること。
- (13) 下請負代金の支払は、原則として現金払とすること。なお、現金払と手形払を併用するときは、労務費相当分については現金払とするとともに、支払代金に占める現金払の比率を高めるよう努めること。この場合において、手形期間は120日以内でできるだけ短期間とするよう努めること。
- (14) 元請負人の都合により、下請負代金の支払を現金払から手形払に変更し、又は手 形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請負人の負 担とすること。

(下請負人の責務)

第7条 下請負人は、この要綱に規定する事項について元請負人の指導に従うほか、労働者の安全の確保と適正な管理を図るものとする。

(直接元請負人の責務)

- 第8条 直接元請負人は、当該建設工事における全ての下請負人に対して第3条から第7 条まで及び第10条に規定する事項を遵守するよう指導するものとする。
- 2 直接元請負人は、建設工事における技術者配置基準を自ら遵守するとともに、当該建設工事における全ての下請負人に対してもこれを遵守するよう指導するものとする。
- 3 直接元請負人は、この要綱の趣旨と内容を十分認識し、元請負及び下請負関係の実態 を常に把握するとともに施工体制の適正化に資する指導等を行うものとする。

(発注者の責務)

第9条 契約担当職員は、この要綱を公表し、建設業者にその内容を周知しなければなら

ない。

- 2 契約担当職員は、下請負届提出の徹底を図るものとする。
- 3 監督職員は、直接元請負人から下請負届(様式第1号)が提出されたときは、確認書 (様式第2号)によりその内容を審査し、適当でないと認められる場合には、当該直接 元請負人に対し必要な指導又は助言を行わなければならない。
- 4 監督職員は、建設工事の現場等において、この基準に適合しない下請契約等を確認した場合は、直接元請負人に対して速やかに所要の措置を講ずるよう指示しなければならない。
- 5 元請負人及び下請負人がこの要綱を遵守しない場合において、必要があると認めると きは、指名停止の措置又は建設業許可権者への通報を行うものとする。 (紛争の解決)
- 第10条 元請負人及び下請負人は、両者間において請負契約に関する紛争が生じた場合は、 両者は速やかに紛争の解決にあたらなければならない。
- 2 元請負人及び下請負人は、紛争の解決ができなかった場合は、建設工事紛争審査会 (以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。
- 3 元請負人及び下請負人は、前項の規定による紛争の解決ができなかった場合は、当該 紛争を審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

年 月 日

鹿角市長 様

(直接元請負人) 住 所 商号又は名称 代表者氏名

下 請 負 届

年 月 日付けで契約締結した次の工事の一部を下請負に付したので、鹿角市建設工事元請負・下請負関係適正化要綱第4条及び契約事項第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 工事番号:
- 2 工事名:
- 3 工事場所:
- 4 下請負件数・金額合計: 件 円

5 下請負內訳

下請負人の商号又は名称、 住所及び代表者の氏名	建設業許可番号	主任技術 者の氏名	下請工事の概要	下請負金額
				円

様式第2号(第4条、第5条関係)

	下請契約確認書					
商号又	は名称 節					
及び代	表 者 名					
所 7	E 地					
施工部分) の 内 容					
工事現場の担	当責任者氏名					
下請負	そ約期間 年月日 から 年月日まで					
下 請 負	代金額 円 下請割合: %					
受理チェック	下請負人の選定に伴う確認事項	提出チェック				
	① 一括した下請契約ではない。	□はい □いいえ				
	1 (2) 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。(500万円以上の場合) 1	□はい □いいえ □非該当				
	③ 秋田県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。	□はい □いいえ				
	④ 鹿角市から指名停止の措置を受けている者との下請契約ではない。	□はい □いいえ				
	⑤ 当該工事の入札に参加した業者ではない。	□はい □いいえ □特段の事情がある場合				
	シストルン デモーバンクタスシモエム (たく)ウェステーサード・オース フィース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コ	□はい□いいえ □特段の事情がある場合				
ア. 入札参加資格者名簿上の等級格付が上位の者						
	イ. 法第27条の29の総合評価値又は法第27条の27の経営規模等評価結果の数値が相談	#程度上回っている者				
	ウ・入札参加資格者名簿上の等級格付が同位の者	加資格者名簿上の等級格付が同位の者				
	エ. 法第27条の29の総合評価値又は法第27条の27の経営規模等評価結果の数値が同	位の者				
	※特段の事情がある場合に記入。 					
П						
	 ※監督職員の承認を表現 					
	内容確認年月日: 年 月 日 監督職員氏名:					

注1 施工体制台帳の写し(添付書類を含む)及び施工体系図の写しは、監督職員に提出すること。

下請契約に関する変更理由書

年 月 日

鹿角市長 様

(直接元請負人) 住 所 商号又は名称 代表者氏名

下請契約に変更が生じたので、鹿角市建設工事元請負・下請負関係適正化要網第4条第2項の規 定に基づき提出します。

工事番号	
工事名	
□下請負人 の変更	 ① 当初下請負人名: ②変更下請負人名: ③変更理由(該当□内にレを付す。) □ 現在の下請負人が、営業停止又は指名停止の措置を受けた。 □ 現在の下請負人の技術者が、事故等、不測の事態により配置できなくなった。 □ 現地精査の結果、施工方法の変更等、不測の事態を生じたため、現在の下請負人との契約が困難となった。 □ 工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、現在の下請負人以外の者への下請負の必要が生じた。 □ その他(具体的内容を下欄に記載)
□下請負金 額の変更	① 当初下請負額: 円(消費税等を含む) ②変更下請負金額: 円(消費税等を含む) ③変更理由(該当口内にレを付す。) □ 工事費内訳書に記載した下請負の額に違算があり、下請負金額変更の必要が生じた。 □ 現地精査の結果、施工方法や工事数量の変更が生じた。 □ 工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、下請負の額を変更する必要が生じた。 □ その他(具体的内容を下欄に記載)

注 1 変更後の施工体制台帳の写し(添付書類を含む)及び施工体系図の写しは、監督職員に 提出すること。